

令和8年3月2日

事業主様

神奈川県プラスチック事業健康保険組合
理事長

保険料率及び任意継続被保険者の標準報酬月額について

平素より当健康保険組合の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第108回組合会において保険料率の変更が議決されましたので、令和8年度の保険料率等について別紙のとおりお知らせいたします。

令和8年4月より子ども子育て支援金制度を開始いたします。健保組合において、健康保険料と共に、子ども子育て支援金を徴収することとなります。

令和8年度の子ども子育て支援金料率は、**0.23%**となります。料率については、国から被用者保険（健保組合、協会けんぽ、共済組合）に共通の料率が示されました。徴収開始は、**令和8年4月分(令和8年5月納付)**からになります。

子ども子育て支援金徴収にあたり、健康保険料率、介護保険料率を含め、理事長と協議してまいりました。現在の医療費の伸びや前期後期高齢者納付金等を含め一定程度抑えられている。また、社会保険料軽減は社会的要請などを考慮し、令和8年度について健康保険料率を引き下げ、子ども子育て支援金料率を足して**現状の9.9%**とし、また、介護保険料率（1.7%→1.6%）も引き下げることをしました。

ただし、これは加入者皆さまの健康に対する意識の向上と協力がなくては継続できません。

現在、健康保険料と介護保険料については、3月分（4月末納付）から翌年2月分（3月末納付）を1年として徴収しています。

令和8年度につきましては、子ども子育て支援金料が4月分（5月末納付）開始のため、**3月分（4月末納付）＜青色＞**と**4月分（5月末納付）＜赤色＞**では、料率の違いにより健保組合からの保険料請求額が異なりますので、ご注意ください。

(別紙)

令和8年4月分
(5月末納付)

令和8年3月分
(4月末納付)

令和8年2月分
(3月末納付)

| | | | | | |
|-----------|--------|------|----------|------------------------------------|----------|
| 健康保険料 | 一般保険料率 | | 令和8年度 | 令和8年度 | 令和7年度 |
| | 負担割合 | 事業主 | 4.7715 % | 4.7715 % | 4.8865 % |
| | | 被保険者 | 4.7715 % | 4.7715 % | 4.8865 % |
| | | 計 | 9.5430 % | 9.5430 % | 9.7730 % |
| | 実施年月日 | | 令和8年3月1日 | 令和8年3月1日 | 令和7年3月1日 |
| | 調整保険料率 | | 令和8年度 | 令和8年度 | 令和7年度 |
| | 負担割合 | 事業主 | 0.0635 % | 0.0635 % | 0.0635 % |
| | | 被保険者 | 0.0635 % | 0.0635 % | 0.0635 % |
| | | 計 | 0.1270 % | 0.1270 % | 0.1270 % |
| | 実施年月日 | | 令和8年3月1日 | 令和8年3月1日 | 令和7年3月1日 |
| 子ども子育て支援金 | 支援金料率 | | 令和8年度 | 子ども子育て支援金については4月分(5月末納付分)から開始になります | |
| | 負担割合 | 事業主 | 0.1150 % | | |
| | | 被保険者 | 0.1150 % | | |
| | | 計 | 0.2300 % | | |
| | 実施年月日 | | 令和8年4月1日 | | |

| | | | |
|------------------|----------|----------|----------|
| 健康保険・子ども子育て支援金料率 | 令和8年度 | 令和8年度 | 令和7年度 |
| | 9.9000 % | 9.6700 % | 9.9000 % |

| | | | | | |
|------|--------|------|----------|----------|-------------|
| 介護保険 | 介護保険料率 | | 令和8年度 | 令和8年度 | 令和7年度 |
| | 負担割合 | 事業主 | 0.8000 % | 0.8000 % | 0.8500 % |
| | | 被保険者 | 0.8000 % | 0.8000 % | 0.8500 % |
| | | 計 | 1.6000 % | 1.6000 % | 1.7000 % |
| | 実施年月日 | | 令和8年3月1日 | 令和8年3月1日 | 平成26年 3月 1日 |

◎ 特定保険料率、基本保険料率について

一般保険料率 (9.543 %)のうち、 6.305 %は、加入者の皆様の医療費に充てられる基本保険料となり、 3.238 %は、前期高齢者・後期高齢者医療制度等への支援金に充てられる特定保険料となります。

◎ 調整保険料は、健康保険組合連合会の算定の結果、変更はありません。

◎ 介護保険料については、0.1%引き下げとなります。

◎ 健康保険料率は、令和8年3月分保険料(令和8年4月末納付分)から変更となりますが、子ども子育て支援金については5月末納付分からになります。

ただし、任意継続被保険者については、令和8年4月1日からの適用となります。

◎ 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、36万円になります。(令和8年度変更)

資格喪失時の月額が36万円以上の被保険者は、月額を36万円と決定し、36万円未満の被保険者は、資格喪失時の月額を適用します。